

2007年12月10日

第一生命保険相互株式会社  
代表取締役社長 齋藤 勝利 殿

東芝争議支援共闘会議

代表委員	伊藤 東一(神奈川労連副議長)
同	中野 謙司(東京地評常任幹事)
同	江口 光政(埼労連事務局次長)
同	福田 秀俊(愛労連副議長)
同	丸林 育世(みえ労連議長)
同	中山 森夫(電機懇全国世話人)
同	後藤 道夫(都留文科大学教授)

東芝の職場を明るくする会 会長 石川 要二郎

要 請 書

本日私たちは、貴社をはじめとする㈱東芝の主要株主に対し、東芝が3度にわたる労働委員会命令をすみやかに履行し、差別争議の全面解決を決断するよう、㈱東芝に働きかけていただくことを要請するものであります。

東芝の差別是正争議は、1995年8月の神奈川地労委申立から12年が経過し、この間神奈川県労働委員会で2度、中央労働委員会で1度、東芝に対して差別是正命令ならびに不当労働行為中止命令が出されています。労働委員会の命令は、東芝が本社と各地の工場で公安警察出身者を多数雇い入れ、秘密組織である東芝扇会＝自己啓発の会を育成・活用して、申立人らに対する差別、不当労働行為をおこなってきたことを厳しく断罪しています。

㈱東芝は、グループ行動基準において、「法令順守とCSR活動の展開・浸透」を経営の柱に据えることを約束しているにもかかわらず、2001年から3度にわたる労働委員会命令について、労働組合法で決められている命令履行義務を踏みにじています。

いま、「企業は利益追求だけでなく、環境・地域、労働者、消費者などへの責任も果たすべき」との考えに基づいた「企業の社会的責任」(CSR)が厳しく問われていますが、東芝が3度にわたる労働委員会命令を履行せず、差別行為と不当労働行為を継続していることは、CSR及び法令順守にそむく行為として、社会的な批判をあびています。

東芝の主要株主である貴社におかれましては、東芝が労働委員会命令にしたがい速やかに争議を解決し、企業の社会的責任を果たすべく、下記の通り要請致します。

- (1) 東芝に、労働委員会命令の履行と争議の早期解決を働きかけていただくこと。
- (2) 東芝に、法を守り企業の社会的責任を果たすように働きかけていただくこと。

(以上)